



茨城県報

第 2669 号

平成27年2月26日

木曜日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則（県民センター総室）…………… 2

(公 安 委 員 会)

- 茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 … 2
- 茨城県警察署分庁舎の設置に関する規則 …………… 2
- 茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の
整備に関する規則 …………… 3

告 示

- 青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）…………… 8
- 指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）…………… 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者
の指定（障害福祉課）…………… 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の
廃止（2件）（障害福祉課）…………… 9
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）…………… 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）…………… 10
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正（農業経営課）…………… 12
- 保安林の指定の解除の予定（林業課）…………… 13
- 県道の管理に関する協議に対する同意（2件）（道路維持課）…………… 13
- 道路の区域の変更（4件）（道路維持課）…………… 13
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 15
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市整備課）…………… 16
- 更正換地処分の届出（農林事務所）…………… 16

公 告

- 落札者等の公示（広報広聴課）…………… 16
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 17
- 都市計画の図書の縦覧（3件）（都市計画課）…………… 18
- 開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）…………… 18
- 道路の廃止（建築指導課）…………… 19
- 入札公告（管財課）…………… 19

●入札公告（河川課）	22
（ 病 院 局 ）	
●落札者等の公示	24
（内水面漁場管理委員会）	
●平成27年度目標増殖量公示	25
正 誤	
●平成27年2月12日付け茨城県報第2665号中	26

規 則

茨城県規則第3号

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年茨城県条例第50号）付則第1項第4号に掲げる規定の施行期日は、平成27年4月1日とする。

~~~~~  
（ 公 安 委 員 会 ）

### 茨城県公安委員会規則第1号

茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成27年2月26日

茨城県公安委員会委員長 諸 岡 信 裕

茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成26年茨城県条例第60号）の施行期日は、平成27年4月1日とする。

### 茨城県公安委員会規則第2号

茨城県警察署分庁舎の設置に関する規則を次のように定める。

平成27年2月26日

茨城県公安委員会委員長 諸 岡 信 裕

茨城県警察署分庁舎の設置に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、警察署の分庁舎（以下「分庁舎」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 分庁舎を設置する警察署並びに分庁舎の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

| 警察署      | 名称        | 位置        |
|----------|-----------|-----------|
| ひたちなか警察署 | 那珂湊警察センター | ひたちなか市田中後 |

(委任)

第 3 条 この規則の実施に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

茨城県公安委員会規則第 3 号

茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成27年2月26日

茨城県公安委員会委員長 諸 岡 信 裕

茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(茨城県警察署協議会規則の一部改正)

第 1 条 茨城県警察署協議会規則（平成13年茨城県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

|              |    |
|--------------|----|
| ひたちなか東警察署協議会 | 5  |
| ひたちなか西警察署協議会 | 10 |

を

「

|             |    |
|-------------|----|
| ひたちなか警察署協議会 | 12 |
|-------------|----|

」に、

「

|    |     |
|----|-----|
| 合計 | 222 |
|----|-----|

」を

「

|    |     |
|----|-----|
| 合計 | 219 |
|----|-----|

」に改める。

(茨城県警察組織規則の一部改正)

第 2 条 茨城県警察組織規則（平成21年茨城県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第71条の次に次の 1 条を加える。

(分庁舎長)

第71条の 2 警察署の分庁舎に、分庁舎長を置く。

2 分庁舎長は、命を受け、警察署の事務のうち分庁舎におけるものの運営について署長を補佐する。

(茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部改正)

第 3 条 茨城県警察署の管轄区域に関する規則（昭和29年茨城県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

| 警 察 署 名     | 管 轄 区 域                        |
|-------------|--------------------------------|
| 茨城県水戸警察署    | 水戸市<br>東茨城郡茨城町、大洗町             |
| 茨城県笠間警察署    | 笠間市<br>東茨城郡城里町                 |
| 茨城県ひたちなか警察署 | ひたちなか市<br>那珂郡東海村               |
| 茨城県那珂警察署    | 那珂市                            |
| 茨城県大宮警察署    | 常陸大宮市                          |
| 茨城県太田警察署    | 常陸太田市                          |
| 茨城県大子警察署    | 久慈郡大子町                         |
| 茨城県日立警察署    | 日立市                            |
| 茨城県高萩警察署    | 高萩市<br>北茨城市                    |
| 茨城県鉾田警察署    | 鉾田市                            |
| 茨城県鹿嶋警察署    | 鹿嶋市<br>神栖市                     |
| 茨城県行方警察署    | 潮来市<br>行方市                     |
| 茨城県竜ヶ崎警察署   | 竜ヶ崎市<br>稲敷郡河内町                 |
| 茨城県牛久警察署    | 牛久市<br>稲敷郡阿見町                  |
| 茨城県稲敷警察署    | 稲敷市<br>稲敷郡美浦村                  |
| 茨城県土浦警察署    | 土浦市<br>かすみがうら市                 |
| 茨城県石岡警察署    | 石岡市<br>小美玉市                    |
| 茨城県つくば中央警察署 | つくば市のうち旧桜村、旧谷田部町、旧豊里町及び旧荃崎町の区域 |
| 茨城県つくば北警察署  | つくば市のうち旧筑波町及び旧大穂町の区域           |
| 茨城県筑西警察署    | 筑西市                            |
| 茨城県下妻警察署    | 下妻市<br>結城郡八千代町                 |
| 茨城県桜川警察署    | 桜川市                            |
| 茨城県結城警察署    | 結城市                            |
| 茨城県常総警察署    | 常総市<br>つくばみらい市                 |
| 茨城県古河警察署    | 古河市                            |
| 茨城県境警察署     | 坂東市<br>猿島郡五霞町、境町               |
| 茨城県取手警察署    | 取手市<br>守谷市<br>北相馬郡利根町          |

備考 旧桜村、旧谷田部町、旧豊里町、旧大穂町及び旧筑波町の区域は、昭和62年11月29日における新治郡桜村並びに筑波郡谷田部町、豊里町、大穂町及び筑波町の区域とし、旧荃崎町の区域は、平成14年10月31日にお

る稲敷郡茎崎町の区域とする。

(茨城県警察国有物品管理規則の一部改正)

第 4 条 茨城県警察国有物品管理規則 (昭和39年茨城県公安委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 様式その 2 中

|                                 |                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>東<br>署 | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>西<br>署 |
|                                 |                                 |
|                                 |                                 |

を

|                            |
|----------------------------|
| ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>署 |
|                            |
|                            |

に改める。

(茨城県少年指導委員運営規則の一部改正)

第 5 条 茨城県少年指導委員運営規則 (昭和60年茨城県公安委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

別表中

|                            |                                      |                                                     |
|----------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>東 | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>東<br>地<br>区 | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>東<br>警<br>察<br>署<br>管<br>内 |
| ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>西 | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>西<br>地<br>区 | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>西<br>警<br>察<br>署<br>管<br>内 |

を

|                       |                                 |                                                |
|-----------------------|---------------------------------|------------------------------------------------|
| ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>地<br>区 | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>警<br>察<br>署<br>管<br>内 |
|-----------------------|---------------------------------|------------------------------------------------|

に改める。

様式第 1 号中「昭和」を削る。

(茨城県猟銃安全指導委員運営規則の一部改正)

第 6 条 茨城県猟銃安全指導委員運営規則 (平成21年茨城県公安委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

別表中

|                            |                                      |                                                     |
|----------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>東 | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>東<br>地<br>区 | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>東<br>警<br>察<br>署<br>管<br>内 |
| ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>西 | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>西<br>地<br>区 | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>西<br>警<br>察<br>署<br>管<br>内 |

を

|                       |                                 |                                                |
|-----------------------|---------------------------------|------------------------------------------------|
| ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>地<br>区 | ひ<br>た<br>ち<br>な<br>か<br>警<br>察<br>署<br>管<br>内 |
|-----------------------|---------------------------------|------------------------------------------------|

に改める。

(交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

第 7 条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則 (平成21年茨城県公安委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 所在地 警察署 (分庁舎を含む。) に置く交番と同様の活動を行う拠点をいう。

(3) 警備派出所 特殊な警察対象のある地域に設ける派出所をいう。

第 3 条第 1 項中「その他の交番、警備派出所及び署所在地」を「、交番、所在地及び警備派出所」に改める。

別表第 1 の名称中「その他の交番、警備派出所及び署所在地」を「、交番、所在地及び警備派出所」に改め、同表中

|        |              |              |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|--------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひたちなか東 | ひたちなか東警察署所在地 | ひたちなか市和田町一丁目 | ひたちなか市赤坂、浅井内、牛久保一丁目、牛久保二丁目、扇田谷津、和尚塚、海門町一丁目、海門町二丁目、鍛冶屋窪、北神敷台、国神前、幸町、栄町一丁目、栄町二丁目、沢メキ、獅子前、釈迦町、関戸、相金、相金町、館山、田中後、洞下町、道メキ、殿山一丁目、殿山二丁目、ナメシ、西赤坂、八幡町、東本町、富士ノ上、富士ノ下、船窪、堀川、廻り目、美田多町、湊泉町、湊中央一丁目、湊中央二丁目、湊中原、湊本町、南神敷台、峰後、狛谷津、柳が丘、柳沢、山ノ上町、湧井戸、和田町一丁目から和田町三丁目まで                     |
| ひたちなか西 | 東海地区交番       | 那珂郡東海村村松北一丁目 | 東海村石神内宿、石神外宿、亀下、白方、白方中央一丁目、白方中央二丁目、須和間、竹瓦、照沼、東海一丁目から東海三丁目まで、豊岡、豊白一丁目、舟石川、舟石川駅西一丁目から舟石川駅西四丁目まで、舟石川駅東一丁目から舟石川駅東四丁目まで、船場、村松、村松北一丁目、村松北二丁目                                                                                                                              |
|        | 市毛交番         | ひたちなか市大字市毛   | ひたちなか市市毛、枝川、勝倉（常磐線以西）、勝田中原町、勝田本町、後台、武田（常磐線以西）、田彦、津田、津田東一丁目から津田東四丁目まで、堀口                                                                                                                                                                                             |
|        | 勝田駅前交番       | ひたちなか市勝田中央   | ひたちなか市青葉町、石川町、大平一丁目から大平四丁目まで、表町、春日町、勝倉（常磐線以东）、勝田泉町、勝田中央、金上、共栄町、小砂町一丁目、小砂町二丁目、笹野町一丁目から笹野町三丁目まで、外野一丁目、外野二丁目、大成町、武田（常磐線以东）、堂端一丁目、堂端二丁目、中根（六ツ野及び市道西中根田彦線以西）、長堀町一丁目から長堀町三丁目まで、西大島一丁目から西大島三丁目まで、はしかべ一丁目、はしかべ二丁目、東石川、東石川一丁目から東石川三丁目まで、東大島一丁目から東大島四丁目まで、松戸町一丁目から松戸町三丁目まで、元町 |
|        | 佐和交番         | ひたちなか市大字高場   | ひたちなか市稲田、小貫山一丁目、小貫山二丁目、高野、佐和、高場、足崎                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 馬渡交番         | ひたちなか市大字馬渡   | ひたちなか市後野一丁目、後野二丁目、上野二丁目、新光町（自動車安全運転センター安全運転中央研修所以北）、長砂、中根（六ツ野及び市道西中根田彦線以西を除く。）、前浜、馬渡、三反田                                                                                                                                                                            |

を

|       |        |              |                                                                                                                                        |
|-------|--------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひたちなか | 東海地区交番 | 那珂郡東海村村松北一丁目 | 東海村石神内宿、石神外宿、亀下、白方、白方中央一丁目、白方中央二丁目、須和間、竹瓦、照沼、東海一丁目から東海三丁目まで、豊岡、豊白一丁目、舟石川、舟石川駅西一丁目から舟石川駅西四丁目まで、舟石川駅東一丁目から舟石川駅東四丁目まで、船場、村松、村松北一丁目、村松北二丁目 |
|       | 市毛交番   | ひたちなか市大字市毛   | ひたちなか市市毛、枝川、勝倉（常磐線以西）、勝田中原町、勝田本町、後台、武田（常磐線以西）、田彦、津田、津田東一丁目から津田東四丁目まで、堀口                                                                |

に

|              |                |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勝田駅前交番       | ひたちなか市<br>勝田中央 | ひたちなか市青葉町、石川町、大平一丁目から大平四丁目まで、表町、春日町、勝倉（常磐線以東）、勝田泉町、勝田中央、金上、共栄町、小砂町一丁目、小砂町二丁目、笹野町一丁目から笹野町三丁目まで、外野一丁目、外野二丁目、大成町、武田（常磐線以東）、堂端一丁目、堂端二丁目、中根（六ツ野及び市道西中根田彦線以西）、長堀町一丁目から長堀町三丁目まで、西大島一丁目から西大島三丁目まで、はしかべ一丁目、はしかべ二丁目、東石川、東石川一丁目から東石川三丁目まで、東大島一丁目から東大島四丁目まで、松戸町一丁目から松戸町三丁目まで、元町 |
| 佐和交番         | ひたちなか市<br>大字高場 | ひたちなか市稲田、小貫山一丁目、小貫山二丁目、高野、佐和、高場、足崎                                                                                                                                                                                                                                  |
| 馬渡交番         | ひたちなか市<br>大字馬渡 | ひたちなか市後野一丁目、後野二丁目、上野二丁目、長砂、中根（六ツ野及び市道西中根田彦線以西を除く。）、前浜、馬渡                                                                                                                                                                                                            |
| 那珂湊警察センター所在地 | ひたちなか市<br>田中後  | ひたちなか市赤坂、浅井内、牛久保一丁目、牛久保二丁目、扇田谷津、和尚塚、海門町一丁目、海門町二丁目、鍛冶屋窪、北神敷台、国神前、幸町、栄町一丁目、栄町二丁目、沢メキ、獅子前、釈迦町、新光町、関戸、相金、相金町、館山、田中後、洞下町、道メキ、殿山一丁目、殿山二丁目、ナメシ、西赤坂、八幡町、東本町、富士ノ上、富士ノ下、船窪、堀川、廻り目、美田多町、三反田、湊泉町、湊中央一丁目、湊中央二丁目、湊中原、湊本町、南神敷台、峰後、貉谷津、柳が丘、柳沢、山ノ上町、湧井戸、和田町一丁目から和田町三丁目まで             |

改める。

別表第 2 中

|        |         |                 |                                                                                            |
|--------|---------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひたちなか東 | 阿字ヶ浦駐在所 | ひたちなか市<br>阿字ヶ浦町 | ひたちなか市阿字ヶ浦町、新光町（ひたちなか西警察署馬渡交番の所管区を除く市道湊 1-18 号線以北）                                         |
|        | 磯崎駐在所   | ひたちなか市<br>磯崎町   | ひたちなか市磯崎町                                                                                  |
|        | 平磯駐在所   | ひたちなか市<br>平磯遠原町 | ひたちなか市平磯町、平磯遠原町                                                                            |
|        | 部田野駐在所  | ひたちなか市<br>部田野   | ひたちなか市雨沢谷津、烏ヶ台、小谷金、四十発句、新光町（ひたちなか西警察署馬渡交番の所管区を除く市道湊 1-18 号線以南）、十三奉行、田宮原、鶴代、新堤、西十三奉行、部田野、山崎 |

を

|       |         |                 |                                                     |
|-------|---------|-----------------|-----------------------------------------------------|
| ひたちなか | 阿字ヶ浦駐在所 | ひたちなか市<br>阿字ヶ浦町 | ひたちなか市阿字ヶ浦町                                         |
|       | 磯崎駐在所   | ひたちなか市<br>磯崎町   | ひたちなか市磯崎町                                           |
|       | 平磯駐在所   | ひたちなか市<br>平磯遠原町 | ひたちなか市平磯町、平磯遠原町                                     |
|       | 部田野駐在所  | ひたちなか市<br>部田野   | ひたちなか市雨沢谷津、烏ヶ台、小谷金、四十発句、十三奉行、田宮原、鶴代、新堤、西十三奉行、部田野、山崎 |

に

改める。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(茨城県警察署協議会規則の一部改正に伴う経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定にかかわらず、改正後のひたちなか警察署協議会の項及び合計の項の委員の定数は、平成27年 5 月31日までの間は、それぞれ15及び222とする。

第 3 条 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前のひたちなか東警察署協議会及びひたちなか西警察署協議会の委員に委嘱された者は、同条の規定による改正後のひたちなか警察署協議会の委員に委嘱された者とみなす。

## 告 示

## 茨城県告示第158号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成27年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号    | 種類 | 題 名               | 配給会社        |
|---------|----|-------------------|-------------|
| 3 1 8 0 | 映画 | 人妻痴漢教習 バックから OK ! | 新 日 本 映 像   |
| 3 1 8 1 | 映画 | 淫乱警備員 黒い網タイツ      | 新 日 本 映 像   |
| 3 1 8 2 | 映画 | 浮気で発情 かたいのが好き!    | 新 東 宝 映 画   |
| 3 1 8 3 | 映画 | 不倫美姉妹 ～白衣のあえぎ～    | オ ー ピ ー 映 画 |

## 茨城県告示第159号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の 5 の24の規定により告示する。

平成27年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称    | 事業所の所在地                | 事業者の名称    | 主たる事務所の所在地            | 指 定年月日        | サービスの種類    |
|------------|-----------|------------------------|-----------|-----------------------|---------------|------------|
| 0852900109 | でいサービスみなど | 神栖市土合南二丁目 1 番 21 - 1 号 | 有限会社ミナト交通 | 千葉県銚子市川口町二丁目6385番地の44 | 平成27年 3 月 1 日 | 放課後等デイサービス |

## 茨城県告示第160号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成27年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌



| 事業所番号      | 事業所の名称        | 事業所の所在地                    | 事業者の名称        | 主たる事務所の所在地                    | 指 定<br>年月日    | サービスの<br>種 類 |
|------------|---------------|----------------------------|---------------|-------------------------------|---------------|--------------|
| 0812900462 | でいサービスみ<br>など | 神栖市土合南二丁<br>目 1 番 21 - 1 号 | 有限会社ミナト<br>交通 | 千葉県銚子市川口<br>町二丁目6385番地<br>の44 | 平成27年<br>3月1日 | 生活介護         |

## 茨城県告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称             | 事業所の所在地          | 事業者の名称          | サービスの種類      | 廃 止<br>年月日     |
|------------|--------------------|------------------|-----------------|--------------|----------------|
| 0810101170 | ヘルパーステーション<br>かくらい | 水戸市加倉井町<br>104番地 | 社会福祉法人ひだま<br>り会 | 居宅介護<br>行動援護 | 平成27年<br>2月28日 |

## 茨城県告示第162号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称             | 事業所の所在地          | 事業者の名称           | サービスの種類        | 廃 止<br>年月日     |
|------------|--------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|
| 0812100089 | ハートケアセンターひ<br>たちなか | ひたちなか市柳<br>沢2831 | 社会福祉法人はまぎ<br>くの会 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成27年<br>3月31日 |

## 茨城県告示第163号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社マルチグループホールディングス

代表取締役 安 島 浩

## (2) 住所

福島県いわき市勿来町窪田十条3番1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マルト諏訪店

日立市諏訪町四丁目532番1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称              | 住 所               | 代表者氏名 |
|---------------------|-------------------|-------|
| 株式会社マルトグループホールディングス | 福島県いわき市勿来町窪田十条3番1 | 安 島 浩 |
| 未定                  | 未定                | 未定    |
| 未定                  | 未定                | 未定    |
| 未定                  | 未定                | 未定    |

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年10月15日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,818㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 135台
- イ 駐輪場の収容台数 54台
- ウ 荷さばき施設の面積 105㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 49㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前9時
  - (閉店時刻) 午後11時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 午前8時30分～午後11時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
  - 3箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - 午前6時～午後9時

3 届出年月日

平成27年2月13日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第164号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課において縦覧に供する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 第 1 馬渡スーパーモール

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

馬渡スーパーモール

ひたちなか市馬渡字西谷津2565-1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成26年 9 月25日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 7 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後10時30分

(変更後) 午前 6 時30分～午後10時30分

ウ 変更の年月日

平成26年11月 1 日

エ 届出年月日

平成26年 9 月10日

### 2 意見の概要

意見なし

## 第 2 カワチ薬品総和店

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品総和店

古河市駒羽根字久保821番 3 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成26年 8 月21日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 81台

(変更後) 88台

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2 箇所

(変更後) 5 箇所

ウ 変更の年月日

(ア) 平成27年 4 月 8 日

(イ) 平成26年 8 月 8 日

エ 届出年月日

平成26年 8 月 7 日

2 意見の概要

意見なし

第 3 スーパービバホーム水戸県庁前店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム水戸県庁前店

水戸市笠原町978番41

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成26年 9 月25日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 7 時

(変更後) 午前 6 時30分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 6 時30分～午後 9 時30分

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時30分

ウ 変更の年月日

平成26年 9 月25日

エ 届出年月日

平成26年 9 月10日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第165号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程 (昭和52年茨城県告示第405号) の一部を次のように改正する。

平成27年 2 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 2 中「0.6%」を「0.7%」に改める。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成27年 2 月19日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

## 茨城県告示第166号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿嶋市大字角折字信1285番2
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 茨城県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第17条第2項の規定により、次のとおり県道の管理に関する協議に同意した。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道水戸岩間線
- 2 区 間 笠間市下郷字芝山4439番105地先から  
笠間市下郷字東裏4159番12地先まで
- 3 管理を行う者 笠間市
- 4 管理を行う日 平成27年4月1日から

## 茨城県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第17条第2項の規定により、次のとおり県道の管理に関する協議に同意した。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道稲田停車場線
- 2 区 間 笠間市稲田字川西2323番地先から  
笠間市稲田字川西2360番2地先まで
- 3 管理を行う者 笠間市
- 4 管理を行う日 平成27年3月1日から

## 茨城県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 294号

3 道路の区域

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         | 摘 要 |
|-----------------------------------|------|-----------------|-------------|-----|
| 常総市三坂町4712番地先から<br>常総市大房807番1地先まで | 旧    | メートル<br>最大 71.0 | メートル<br>119 |     |
|                                   |      | 最小 30.0         |             |     |
|                                   | 新    | 最大 56.0         | 119         |     |
|                                   |      | 最小 30.0         |             |     |

## 茨城県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 土浦坂東線

3 道路の区域

| 区 間                                          | 旧新の別     | 敷地の幅員           | 延 長           | 摘 要 |
|----------------------------------------------|----------|-----------------|---------------|-----|
| 常総市三坂新田町字向田2198番2地先から<br>常総市中妻町字北浦3987番3地先まで | (A)<br>旧 | メートル<br>最大 22.0 | メートル<br>1,828 |     |
|                                              |          | 最小 4.0          |               |     |
|                                              |          | 最大 67.0         |               |     |
|                                              |          | 最小 18.5         |               |     |
|                                              | 新 (B)    | 最大 67.0         | 1,977         |     |
|                                              |          | 最小 18.5         |               |     |

## 茨城県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 谷和原筑西線

3 道路の区域

| 区 間                                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        | 摘 要     |
|----------------------------------------------------------|------|--------------------|------------|---------|
| 常総市中妻町字大道東掛堀西4146番地先<br>から<br>常総市中妻町字大道東掛堀西4180番地先<br>まで | 旧    | メートル<br>最大 22.0    | メートル<br>65 |         |
|                                                          |      | 最小 15.0            |            |         |
|                                                          | 新    | 最大 25.0<br>最小 18.5 | 65         | 区 域 追 加 |

茨城県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成27年2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 三妻停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         | 摘 要     |
|----------------------------------------------|------|-------------------|-------------|---------|
| 常総市三坂町字嘉左エ門町1671番1から<br>常総市三坂町字嘉左エ門町1683番2まで | 旧    | メートル<br>最大 6.7    | メートル<br>109 |         |
|                                              |      | 最小 5.0            |             |         |
| 常総市三坂町字嘉左エ門町1671番1から<br>常総市三坂町字十一区5104番地先まで  | 新    | 最大 18.0<br>最小 5.0 | 544         | 区 域 追 加 |

茨城県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成27年2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 294号
- 2 供用開始の区間 常総市三坂町4712番地先から  
常総市大房807番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月19日

茨城県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成27年2月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 美浦栄線
- 2 供用開始の区間 龍ヶ崎市大徳町字二区4000番8地先から  
北相馬郡利根町惣新田字下1978番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月26日

茨城県告示第175号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、五霞町五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

| 職 名 | 氏 名                    | 住 所                                        |
|-----|------------------------|--------------------------------------------|
| 理 事 | 大 関 茂                  | 茨城県猿島郡五霞町大字江川12番地2                         |
| 理 事 | 庄 司 勝 博                | 東京都町田市成瀬が丘3丁目23番16 シャルム成瀬204               |
| 理 事 | 高 野 健                  | 東京都立川市錦町1丁目23番2号 レジデンス錦301号                |
| 理 事 | 竹 松 一 雄                | 埼玉県川越市新富町1丁目12番地3<br>(ベルメゾン川越サザンスケープ304号室) |
| 理 事 | 手 島 啓 介                | 東京都八王子市八木町3番8号<br>ア・フィットプレイス西八王子601号       |
| 理 事 | 橋 本 由 郎                | 茨城県猿島郡五霞町大字幸主1125番地                        |
| 理 事 | 森 屋 純 一                | 東京都あきる野市養沢183番地                            |
| 理 事 | 柳 瀬 英 男                | 埼玉県北本市東間5丁目90番地 サンマンション北本1-601             |
| 理 事 | エム・ケー株式会社<br>取締役 渡邊 光明 | 東京都日野市大坂上一丁目30番地28 MKビル                    |

茨城県告示第176号

平成27年2月9日付け南農土指令第13号をもって認可した団体営土地改良事業小埜地区（全換地区）の換地計画の更正については、石岡台地土地改良区から更正換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成27年2月26日

茨城県南農林事務所長 石 井 仁

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量



平成26年度茨城県のイメージアップを推進するデジタルクリエイターの人材確保・育成事業委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

知事公室広報聴課 水戸市笠原町978番6

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

平成27年1月29日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社メディクリエ 代表取締役 横山 稔  
茨城県つくば市島名4430番地

5 落札又は随意契約に係る契約金額

3,564,000円の増 (消費税及び地方消費税含む額)

6 契約の相手方を決定した手続

原契約の変更契約

7 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号

◎特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成27年4月16日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成27年2月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 コミュニティ・アソシエーション美しい街住まい倶楽部  
(設立認証：平成15年10月16日，設立：平成15年10月27日)

3 代表者の氏名

佐 藤 俊 一

4 主たる事務所の所在地

千葉県船橋市坪井東3丁目7番13号

5 定款に記載された目的

この法人は、一団のまとまりある土地において、社会的資産価値が高く持続性のある美しい街づくりとそれを守り育てるコミュニティの形成に向けて、地権者の連帯と不特定の幅広い国民、団体、企業等の参加と協力を図り、その協働関係による街づくり活動、街育て活動を支援し、それを纏め上げる事業を行い、もって健全なまちづくり、地域環境の保全、地域の安全性、社会教育等の公益の増進に寄与することを目的とする。

**●都市計画の図書の縦覧**

土浦・阿見都市計画用途地域の変更に伴い、阿見町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

用途地域

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

**●都市計画の図書の縦覧**

土浦・阿見都市計画地区計画の変更に伴い、阿見町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

地区計画（阿見吉原地区）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

**●都市計画の図書の縦覧**

鹿島臨海都市計画火葬場の変更に伴い、神栖市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

火葬場（2 はさき火葬場）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

**●開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市日川字日川1972番1

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市谷井田1391番地8  
 中山 康 弘, 中山 久美子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字平塚字中山4800番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 4799番3

2 事業主の住所及び氏名

古河市鴻巣字出口南1179番地  
 社会福祉法人共生社  
 理事長 秋 山 哲之介

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字上小橋字作兵衛分416番4

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町172番地30 サンパティーク203  
 富 張 和 則, 富 張 美 晴

●道路の廃止

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり廃止した。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

| 廃止番号          | 廃止年月日      | 申 請 者                    |                       | 道 路 の 位 置                               | 道路の幅員及び延長    |               |
|---------------|------------|--------------------------|-----------------------|-----------------------------------------|--------------|---------------|
|               |            | 氏 名                      | 住 所                   |                                         | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿セ建指令<br>第14号 | 平成27年2月16日 | (有)日立住販<br>代表取締役<br>辻 忠雄 | 茨城県鹿嶋市宮中五<br>丁目13番11号 | 茨城県鹿嶋市大字平井<br>字押合1128番186, 1128<br>番187 | メートル<br>4.00 | メートル<br>18.50 |

●入札公告

県有財産(土地)の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 売払財産(土地)

| 物件<br>番号 | 土地の所在及び地番          | 種別 | 地目  | 実測面積 (㎡) | 予定価格 (円)   |
|----------|--------------------|----|-----|----------|------------|
| 1        | 常陸太田市磯部町字道本塚1003-2 | 土地 | 宅 地 | 1,388.08 | 15,130,000 |

| 物件<br>番号 | 土地の所在及び地番          | 種別 | 地目  | 実測面積 (㎡) | 予定価格 (円)  |
|----------|--------------------|----|-----|----------|-----------|
| 2        | 常陸太田市磯部町字道本塚1003-4 | 土地 | 宅 地 | 207.72   | 2,326,000 |

## 2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員。
- (3) 条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
  - オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

## 3 入札参加申込書等の配布期間及び場所

### (1) 配布期間

平成27年2月26日（木）から平成27年3月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

### (2) 配布場所

ア 水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

イ 下記5に示す現地説明会の会場（現地説明会を実施する場合に限る。）

ウ 管財課ホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/kanzai/zaisan.htm>）からダウンロードできます。

## 4 入札参加申込書の提出期間及び場所

### (1) 提出期間

平成27年2月26日（木）から平成27年3月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

### (2) 提出場所

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

## 5 入札の方法

### (1) 入札書の提出

郵送（書留郵便）又は当日持参により提出すること。

(2) 入札書の提出期限・提出日時及び提出場所

ア 郵送による提出の場合

| 物件番号 | 提出期限                     | 提出場所                                |
|------|--------------------------|-------------------------------------|
| 1～2  | 平成27年3月24日（火）<br>午後5時00分 | 水戸市笠原町978番6<br>茨城県総務部管財課公有財産維持活用推進室 |

イ 当日持参による提出の場合

| 物件番号 | 提出日時                      | 提出場所         |
|------|---------------------------|--------------|
| 1    | 平成27年3月25日（水）<br>午前10時00分 | 水戸市笠原町978番6  |
| 2    | 平成27年3月25日（水）<br>午前10時45分 | 茨城県庁 1階 入札室2 |

(3) 開札の日時及び場所

| 物件番号 | 日時                        | 場所           |
|------|---------------------------|--------------|
| 1    | 平成27年3月25日（水）<br>午前10時00分 | 水戸市笠原町978番6  |
| 2    | 平成27年3月25日（水）<br>午前10時45分 | 茨城県庁 1階 入札室2 |

6 入札の無効

一般競争入札に参加することができない者のした入札及び入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 落札者の決定

落札者は、予定価格以上の有効札のうち最高額の入札者とする。

8 入札保証金

一般競争入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額（円未満切上げ）を次のいずれかの方法により納付すること。なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

(1) 現金又は地方自治法施行令第167条の7第2項及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第144条において準用する第139条第1項に定める有価証券（なるべく銀行振出し小切手とすること。）により、当日納付する場合は前記5(2)イの提出日時の30分前から15分前までの間に納付すること。

(2) 口座振込により納付する場合は、茨城県の指定する口座に振り込んだ旨の証明として、振り込みを依頼した金融機関から交付を受けた納付書・領収証書（様式第40号）を貼付した入札保証金払込票提出書を、前記5(2)の提出期限・提出日時までに提出すること。

9 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が落札決定後、県の指定した期限内に売買契約を締結しないときは、前期9の入札保証金は県に帰属する。

10 契約書の作成及び売買代金の支払方法

落札者は、県の定めた土地売買契約書により契約書を作成し、売買代金を県が発行する納入通知書により、一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

## 11 現地説明の日時及び場所（希望者がいる場合のみ実施）

| 物件番号 | 日            | 時        | 場所    |
|------|--------------|----------|-------|
| 1    | 平成27年3月9日（月） | 午前10時30分 | 物件の場所 |
| 2    | 平成27年3月9日（月） | 午前10時30分 |       |

## ・連絡先

水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

## ●入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成27年2月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 売払財産（土地）

| 物件番号 | 土地の所在及び地番      | 種別 | 公簿地目 | 実測面積（㎡）  | 予定価格（円）   |
|------|----------------|----|------|----------|-----------|
| 1    | 稲敷市中山字堂前4466番4 | 土地 | 雑種地  | 1,506.01 | 5,271,000 |

## 2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
  - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
  - オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

## 3 入札参加申込書等の配布期間及び場所

## (1) 配布期間

平成27年3月2日（月）から同月23日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

## (2) 配布場所

郵便番号 310-8555

住所 茨城県水戸市笠原町978番 6  
 茨城県土木部河川課  
 電話 029-301-4477

4 入札参加申込書等の提出期間及び場所

(1) 提出期間

平成27年 3 月 2 日 (月) から同月23日 (月) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

(2) 提出場所

郵便番号 310-8555  
 住所 茨城県水戸市笠原町978番 6  
 茨城県土木部河川課  
 電話 029-301-4477

5 入札書の提出方法

入札書は書留郵便又は当日持参により提出すること。

6 入札書の提出及び開札の場所

(1) 入札書の提出場所

ア 書留郵便により入札書を提出する場合

郵便番号 310-8555  
 住所 茨城県水戸市笠原町978番 6  
 茨城県土木部河川課  
 電話 029-301-4477

イ 持参により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 場 所                              |
|------|----------------------------------|
| 1    | 茨城県水戸市笠原町978番 6<br>茨城県庁 1階 入札室 1 |

(2) 開札の場所

| 物件番号 | 場 所                              |
|------|----------------------------------|
| 1    | 茨城県水戸市笠原町978番 6<br>茨城県庁 1階 入札室 1 |

7 入札書の提出期限

(1) 書留郵便により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 日 時              |          |
|------|------------------|----------|
| 1    | 平成27年 3 月26日 (木) | 午後 5 時必着 |

(2) 持参により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 日 時              |           |
|------|------------------|-----------|
| 1    | 平成27年 3 月27日 (金) | 午後 1 時30分 |

## 8 開札の日時

| 物件番号 | 日 時              |           |
|------|------------------|-----------|
| 1    | 平成27年 3 月27日 (金) | 午後 1 時40分 |

## 9 入札の無効

上記 2 に示す入札に参加することができない者のした入札，入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は，無効とする。

## 10 入札の回数

入札の回数は 1 回とする。

## 11 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち，最高額の入札を行った者を落札者とする。

## 12 入札保証金

入札参加者は，入札金額の100分の 5 以上の金額（1 円未満切上げ）を，入札保証金として納付すること。

書留郵便により入札書を提出する入札参加者は，納付書により，入札保証金を茨城県指定金融機関に現金で納入し，納付済であることを証する領収証書を入札書とともに郵送すること。

持参により入札書を提出する入札参加者は，現金又は茨城県財務規則第139条第 1 項第 3 号に規定する有価証券（銀行振出し小切手に限る。）により，上記 7(2)に示す入札書の受領期限の30分前から15分前までの間に，上記 6(1)イに示す場所において納付すること。

なお，この入札保証金には，利子を付さない。

## 13 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が茨城県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは，落札は無効となり，前記12の入札保証金は，茨城県に帰属する。

## 14 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は，茨城県の示す契約条項により茨城県と売買契約を締結するとともに，売買代金を，茨城県が発行する納入通知書により一括して，茨城県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

~~~~~  
(病 院 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年 2 月26日

茨城県立中央病院長 永 井 秀 雄

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には，茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①産科システム 1 式 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③平成27年 2 月 6 日 ④株式会社イノメディッ

クス 東京都文京区小石川 4 丁目 17 番 15 ⑤97,650,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く) ⑥一般競争入札
 ⑦平成 26 年 12 月 25 日 ⑧最低価格

(内水面漁場管理委員会)

●平成 27 年度目標増殖量公示

平成 27 年度第 5 種共同漁業権魚種に係る目標増殖量については、次のとおりとする。

平成 27 年 2 月 26 日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 鈴 木 清 次

1 放流事業

免許番号	対 象 漁 業 権 者 (漁協同組合)	目 標 増 殖 量											
		ふ な (kg)	う な ぎ (kg)	わ か さ ぎ (万粒)	う ぐ い (kg)	あ ゆ (kg)	か じ か (千尾)	や ま め 稚 魚 成 魚 (千尾) (kg)		さ く ら ま す (千尾)	い わ な (千尾)		
茨 第 2 内 共 号	常 陸 川	500		200									
茨 第 3 内 共 号	牛 久 沼	100	30	2,000									
茨 第 4 内 共 号	小 貝 川	200	10										
	鬼 怒 小 貝	150	10			50							
	関 東	150	10										
	鬼 怒 利 根	100	15										
	小 計	600	45			50							
茨 第 5 内 共 号	鬼 怒 小 貝	300	20			250							
	関 東	125	10										
	鬼 怒 利 根	100	15										
	小 計	525	45			250							
茨 第 6 内 共 号	鬼 怒 小 貝	50											
	関 東	75	10										
	小 計	125	10										
茨 第 9 内 共 号	新 利 根	800		50									
茨 第 10 内 共 号	新 利 根	100		50									
茨 第 11 内 共 号	新 利 根	100	10										
茨 第 12 内 共 号	霞 ケ 浦	200											
	桜 川	200		200		10							
	小 計	400		200		10							
茨 第 13 内 共 号	那 珂 川 第 一	100	100	1,000							3		
	那 珂 川	200	50			500	2	10			3		
	緒 川					300							
	小 計	300	150	1,000		800	2	10			6		
茨 第 14 内 共 号	大 湫 沼	200	100	2,000		10							
茨 第 15 内 共 号	久 慈 川	450	100		500	3,500		56	900	6	3		

免許番号	対 象 漁 業 権 者 (漁 業 協 同 組 合)	目 標 増 殖 量									
		ふ な (kg)	う なぎ (kg)	わかさぎ (万粒)	うぐい (kg)	あ ゆ (kg)	かじか (千尾)	や ま め		さくらます (千尾)	いわな (千尾)
								稚 魚 (千尾)	成 魚 (kg)		
茨 内 共 第 16 号	十 王 川	10	5			110		10	400		20
茨 内 共 第 17 号	大 北 川	350	5	500	50	350		30	800		40

(注) 1 特設漁場への放流分は除く。

2 内共第14号(千葉県免許)については、それぞれ共有漁業者間で定める放流計画によるものとする。

3 こいについては、コイヘルペスウイルス(KHV)病のまん延防止のため、当分の間、放流を見合わせるこ
ととし、目標増殖量は公示しない。

4 やまめ稚魚放流数量は、産卵直前の親魚を放流する方式に置き換えることが出来る。その際の数量は別に
定める計算式により算出するものとする。

2 産卵場造成事業等

放流事業以外の魚種については、産卵場造成等の増殖手段を講ずること。

正 誤

平成27年2月12日付け茨城県報第2665号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
16	上から33	結城市善右エ門542番地先から	結城市善右エ門新田542番地先から

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029(301)1111(代)